

整理番号	68
契約番号	3農振財契第1227号
件名	令和3年度立川庁舎構内高木剪定及び伐採業務委託
入札方法	ビジネスチャンス・ナビ2020電子入札システムを使用した電子入札
履行場所	別紙仕様書のとおり
概要	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで(土日祝祭日を除く)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	次の要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 東京都における令和3・4年度建設工事等競争入札参加有資格者で、営業種目2700「造園」に登録している者であること。
格付	問わない
現場説明会(予定)	令和4年1月25日(火)(詳細は別途通知)
開札予定日時	令和4年2月2日(水) 午前10時00分(ビジネスチャンス・ナビ2020上)
希望申出期間	令和4年1月13日(木)10:00から1月20日(木)16:00まで
希望申出先	希望申請は、ビジネスチャンスナビ2020電子入札システムを通じて提出下さい。 下記「希望申出時の提出書類」を添付して下さい。
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) 東京都の「令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し (1)から(3)までを提出してください。
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
契約担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
事業担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 管理係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505

特記仕様書

- 1 件 名 令和3年度立川庁舎構内高木剪定及び伐採業務委託
- 2 履行場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎
- 3 履行期間 契約確定の日から令和4年3月31日まで（土日祝祭日を除く）
- 4 作業概要 (1)立川庁舎の8本の「高木枯損幹・枯れ枝除去」を行う。
(2)立川庁舎の6本の「高木剪定」を行う。
(3)立川庁舎の3本の「伐採」を行う。
(4)立川庁舎のコナラ他実生木林の「皆伐」を行う。
- 5 適用範囲 この特記仕様書は、「街路樹等維持標準仕様書」（緑地管理編）（平成25年4月東京都建設局公園緑地部）（以下、「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。
- 6 特記事項
 - (1) 対象樹木
「別紙1-1、1-2 対象樹木一覧」及び「別紙2 立川庁舎構内樹木位置図」のとおり。
 - (2) 作業内容
4-(1)高木枯損幹・枯れ枝除去、4-(2)剪定、4-(3)伐採、
4-(4)皆伐の各対象樹木は「別紙1-1 対象樹木一覧の作業欄」のとおり。
 - (3) 剪定方法の詳細については、標準仕様書2-2-2を参照のこと。
 - (4) 皆伐範囲の位置は「別紙3-1、3-2 コナラ他実生木林位置図」のとおり
 - (5) 発生材の処分
全量を場外に持ち帰り適正に処分すること。
但し、コナラほか実生木の皆伐発生材の内「シュロ」は場内処分とする。
 - (6) 伐採
根元から伐採し、適切な大きさに切断し、搬出を行うこと。伐根は不要である。
 - (7) 作業時間
作業は、原則として土日祝祭日を除く平日午前8時30分から午後4時

30分の間で行うこと。

(8) 作業計画書の提出

作業開始前に作業計画書をあらかじめ作成し、財団の承認を得ること。

また、通行止め箇所及期間について示した図面を添付すること。

(9) 現場管理者

受託者は委託契約後、造園施工管理技士を現場管理者として1名以上配置し、安全衛生管理、目標樹形、剪定方法、見本剪定、異常樹木の報告、剪定等高所作業における安全管理及び出来栄等について作業員へ事前説明及び作業指導を行う。剪定作業時は現場に常駐すること。

なお、受託者は作業計画書に現場管理者となる者の氏名を記載し、「造園施工管理技士」の資格者証（写）を添付した承諾申請書を添付すること。

(10) 剪定等高所作業における安全管理

① 高い場所の剪定作業について、樹冠内から手の届かない位置の枝を剪定する際には、高枝きりで対応できる場合のほかは、道路復員が狭いなどにより交通規制できない場合を除き、高所作業車を使用すること。

② 樹上作業を行う場合、地上2m以上においては、造園用の安全帯二丁掛けを使用すること。安全帯は二点支持することを原則とする。また、幹に掛けることを基本とし、足場となる枝に掛けてはならない。これらは樹上で剪定箇所を移動する際にも徹底すること。

また、安全帯を回す幹や足場とする枝には異常がないか十分確認すること。

③ 作業員にはヘルメット・安全（反射）ベスト・安全帯（二丁掛）の安全装の着用を義務付けること。また、作業に先立ち、毎朝、作業手順及び作業員の健康状態の確認を行うこと。

④ はしごを使用する場合、昇降時においては安全帯二丁掛け（二点支持）とし、二人作業として、一人が必ずはしごを支えること。また、はしご上部はしっかり固定すること。

⑤ 剪定枝が電線に近接する場合は、必要に応じて東京電力の立会いの上、作業の内容や近接状況を確認し、防護措置等について打ち合わせを行うこと。

(11) 交通誘導員

① 通行人・通行車輛・作業員の安全確保するために交通誘導員を1作業帯毎に2名以上適切に配置すること。なお、東京都公安委員会の指定した路線（区間）においては、交通誘導業務に係る一級又は二級検定合格警備員を1作業帯毎に1名以上適切に配置すること。

② 作業実施計画書には、作業期間中に配置する予定の有資格交通誘導員の検定合格書の写しを添付すること。

③ 現場において監督員等から請求があった場合、検定合格書を提示すること。

④ 交通誘導員配置点数

交通整理要員 A 業務相当分 10 地点以上

交通整理要員 B 業務相当分 10 地点以上

(12) 道路使用許可等

周辺道路を使用し、作業を行う際は、受託者は関係各所に申請を行い、道路使用許可を得ること。

(13) 敷地内作業

敷地内作業については、通行人、職員、公用車等の通行の妨げにならないように配慮し、実際の作業に従事するものとは別に誘導員を 1 名以上配置し、第三者災害の防止に努めること。なお、場内通路を完全通行止めにするには許可しない。迂回させる場合には、適切な案内表示を行うこと。

(14) 作業広報の掲示

この委託作業の 10 日程度前までに、作業広報（A 3 程度の用紙に件名・剪定時期・作業案内図・受託者連絡先番号・発注者等明記）を提示するとともに、地域住民に対し選定作業のお知らせのチラシを配布すること。記載する内容を財団に事前に提出し、確認を受けること。

(15) 剪定枝葉の再資源化施設への搬出

この選定作業で発生する剪定枝葉は、受託者が、「東京都リサイクルガイドライン（東京都環境局）」に基づき、受入条件等を確認した上で適切な施設を選定する。処分費をマニフェスト及び重量証明表等で確認集計し、別紙様式「剪定枝受入伝票総括表」を作成し、報告すること。

(16) 作業中は現場管理者が常時立会い、作業全体を監督すること。

(17) 建物や電線等の破損を防止する措置をとること。万一、損害を与えた場合には現状復帰を行うこと。

(18) 受託者は本件業務の全部を第三者に再委託することはできない。一部を再委託する場合には次の要件を満たす業者を選定することとし、事前に書面にて再委託内容を報告し、財団の許可を得ること。

ただし、現場管理者については再委託することはできない。

ア 当該作業にかかる作業能力を有すること。

イ 東京都の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中及び排除措置中ではないこと。

7 報告書の提出

この本業務に当たり、次の書類を財団に提出すること。

ア 剪定枝葉受入れ伝票総括書

イ 作業記録写真（撮影方法については次項のとおり）

ウ 上記以外に財団から提出を求められた書類

8 作業記録写真

撮影内容については、下記のとおりとする。

(1) 剪定作業等

①全景写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後

②局部写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後・樹冠アップ

※作業前・作業後の写真は同一の場所で撮影すること。

※写真アルバムには路線名・撮影場所・樹種名を明記すること。

③その他…切断面処理状況（癒合剤や殺菌剤などの保護剤塗布）

④現場管理者の管理状況

ア 現場管理者の顔がよく確認できること。

イ 背景に対象樹木が確認できること。

ウ 黒板に現場管理者の名前及び撮影内容（剪定 前・中・後）を記入

(2) 作業広報版

①全数の確認

②設置状況

(3) 安全管理

①交通整理要員配置状況（配置状況が確認できること。）

②安全帯着用状況（安全帯ロープが確認できる写真とすること。）

(4) 発生材

①搬出状況（積載状況）

②再資源化施設搬入状況（出来る限り搬入先が特定可能な看板等の前で撮影すること。）

(5) 注意事項

①剪定記録写真撮影には、必ず施行年月日を明記した黒板を使用すること。

②剪定記録写真撮影は、黒板の文字が読み取れる大きさと撮影すること。

③写真は背景、黒板、対象樹木が判別しやすいよう暗くならないようにすること。

9 支払い方法

検査完了後、適法な支払い請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

10 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215

- 号) 第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

- (1) 本契約に於いては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
- (2) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限(納入期限)の延長のための協議を行う。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注間での協議を踏まえ適切に対応する。

12 その他

- (1) 本仕様に定める事項に疑義が生じた場合、また、業務の履行にあたり不明な事項については、その都度双方協議して実施すること。
- (2) この契約の履行に際し知り得た情報や資料は、全て財団及び東京都の個人情報であり、許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙に定めるとおりとする。

担当

〒190-0013

東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
公益財団法人東京都農林水産振興財団
管理課管理係 岩出

TEL 042-528-0505

別紙 1－1 対象樹木一覧 (コナラ林 実生木林は別紙 3 を参照)

列1	列2	列3	列4	列5	列6	列7	列8
樹木番号No	樹種	H (m)	C (m)	数量 (本)	作業種	作業内容	備考
608	ケヤキ	20	2.42	1	高木枯損幹・枝除去作業	枯損枝2本程度	* 対象枯渴損枝指示あり
602	ケヤキ	20	2.14	1	高木枯損幹・枝除去作業	枯損枝2本程度	* 対象枯渴損枝指示あり
613	ケヤキ	20	3.12	1	高木枯損幹・枝除去作業	枯損枝3本程度	* 対象枯渴損枝指示あり
533	ケヤキ	20	2.84	1	高木枯損幹・枝除去作業	枯損枝1本程度	* 対象枯渴損枝指示あり
535	ケヤキ	20	3.14	1	高木枯損幹・枝除去作業	枯損枝2本程度	* 対象枯渴損枝指示あり
534	ケヤキ	20	2.31	1	高木枯損幹・枝除去作業	枯損枝2本程度	* 対象枯渴損枝指示あり
561	ケヤキ	20	2.46	1	高木枯損幹・枝除去作業	枯損枝4本程度	* 対象枯渴損枝指示あり
553	ケヤキ	20	2.75	1	高木枯損幹・枝除去作業	枯損枝1本程度	* 対象枯渴損枝指示あり
546	シラカシ	20	1.87	1	高木剪定	強剪定	シラカシ芯止め越境枝剪定
548	シラカシ	20	2.13	1	高木剪定	強剪定	シラカシ芯止め越境枝剪定
526	ケヤキ	22内外	2.29	1	高木剪定	強剪定	
527	ケヤキ	22内外	2.63	1	高木剪定	強剪定	
525	ケヤキ	22内外	3.58	1	高木剪定	強剪定	
528	ケヤキ	22内外	3.37	1	高木剪定	強剪定	
なし	ケヤキ	22内外	3.33	1	伐採	傾斜地	伐根不要
なし	エノキ	13内外	1.28	1	伐採	傾斜地	伐根不要
522	サクラ (株立ち)	11内外	2.29	1	伐採	傾斜地	伐根不要

別紙 1－2 対象樹木写真（ナラ林 実生木林は別紙 3 を参照）

樹木番号No	樹種	H (m)	C (m)	写真	作業
608	ケヤキ	20	2.42		枯れ枝除去
602	ケヤキ	20	2.14		枯れ枝除去
613	ケヤキ	20	3.12		枯れ枝除去
533	ケヤキ	20	2.84		枯れ枝除去
535	ケヤキ	20	3.14		枯れ枝除去

樹木番号No	樹種	H (m)	C (m)	写真	作業
534	ケヤキ	20	2.31		枯れ枝除去
561	ケヤキ	20	2.46		枯れ枝除去
553	ケヤキ	20	2.75		枯れ枝除去
546	シラカシ	20	1.87		剪定
548	シラカシ	20	2.13		剪定

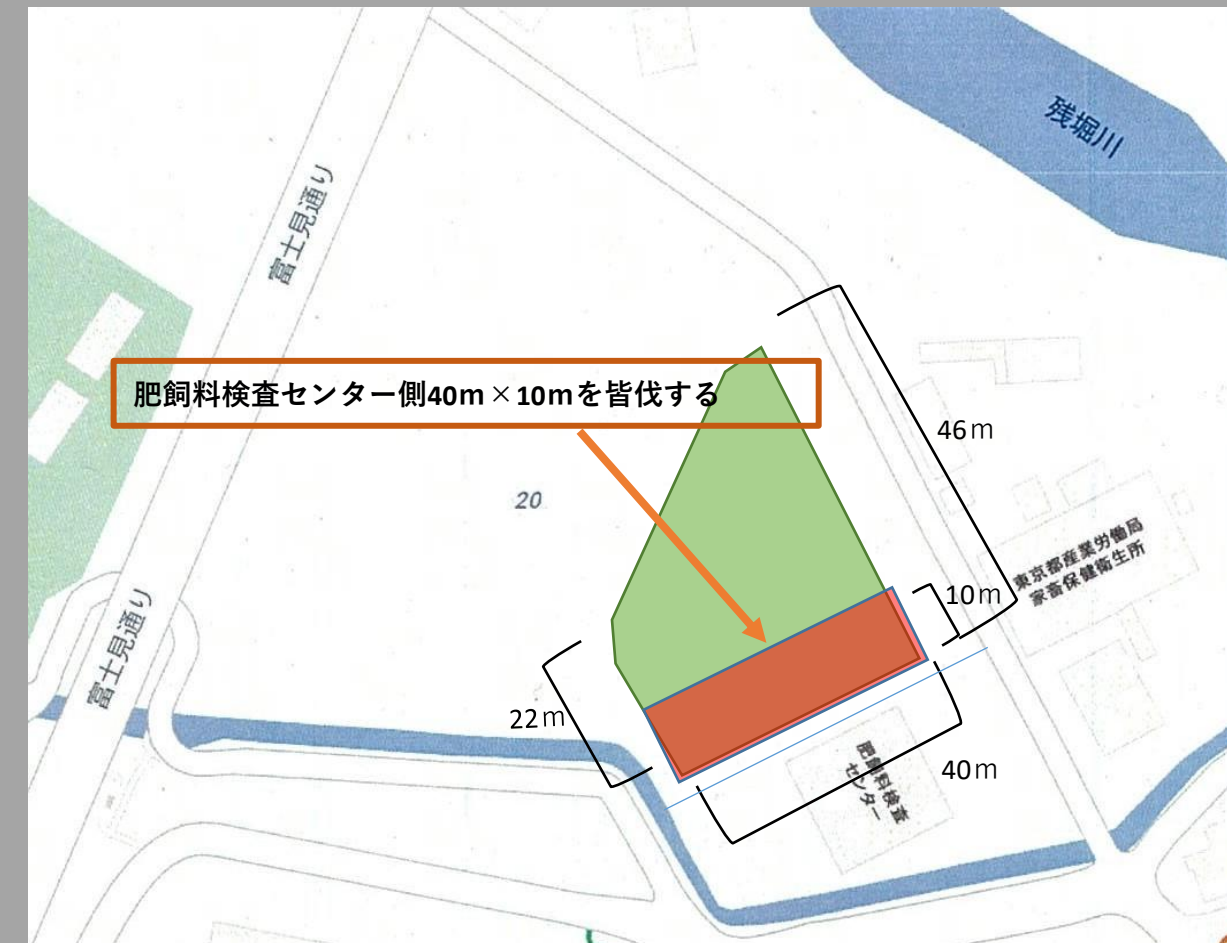
樹木番号No	樹種	H (m)	C (m)	写真	作業
526	ケヤキ	22内外	2.29		剪定
527	ケヤキ	22内外	2.63		剪定
525	ケヤキ	22内外	3.58		剪定
528	ケヤキ	22内外	3.37		剪定

樹木番号No	樹種	H (m)	C (m)	写真	作業
なし	ケヤキ	22内外	3.33		伐採
なし	エノキ	13内外	1.28		伐採
522	サクラ (株立ち)	11内外	2.29		伐採

別紙2 立川庁舎構内樹木位置



別紙 3-1 「コナラほか実生木林位置」



上空写真

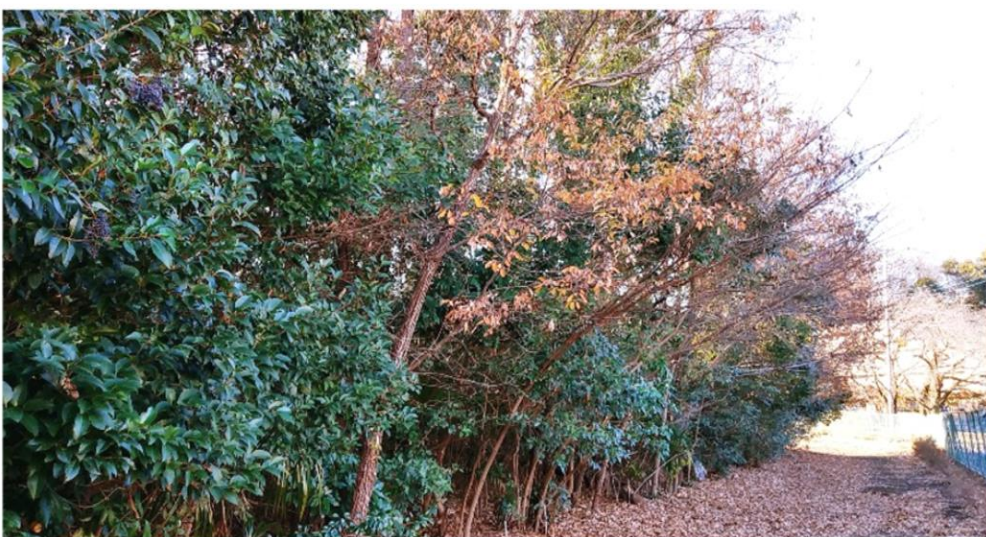
別紙 3 - 2 「コナラほか実生木林位置図」 (写真)



富士見道路 陸橋より全景



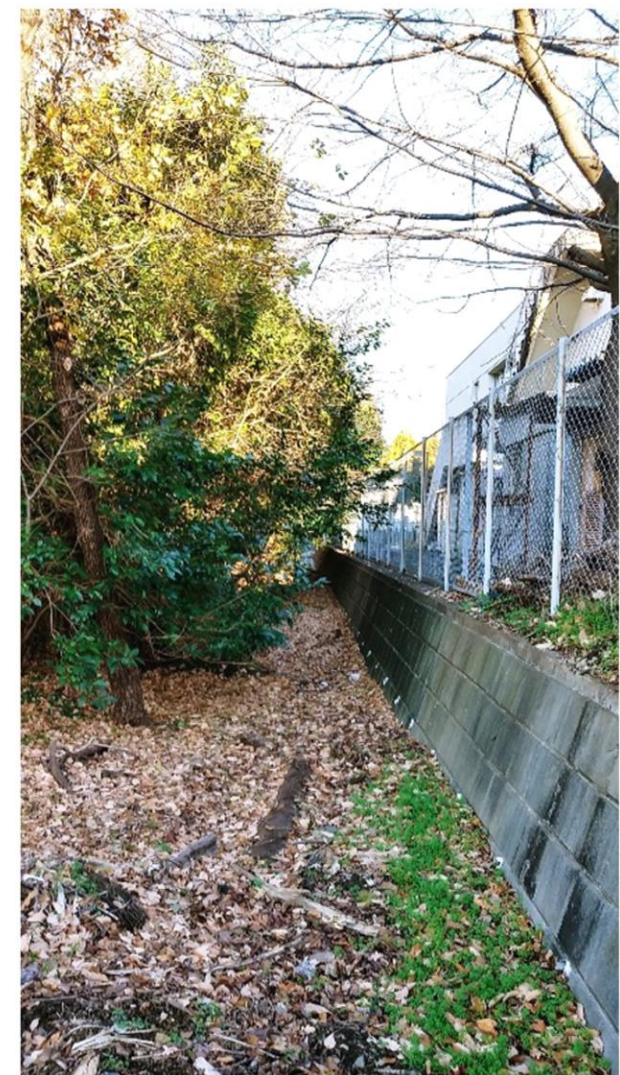
家畜保健衛生所側



家畜保健衛生所側



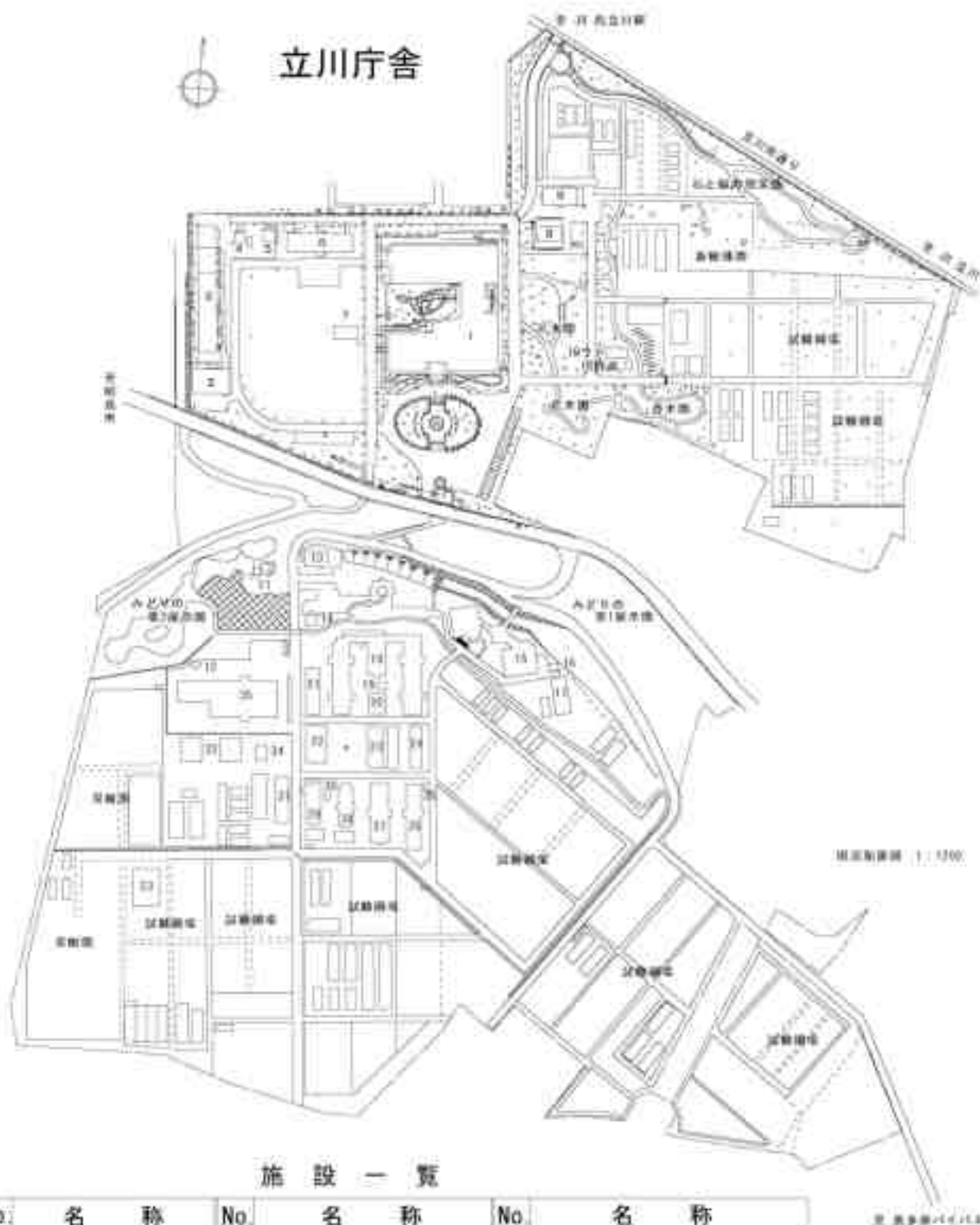
肥飼料検査センター側 越境



肥飼料検査センター側 西側より



立川庁舎



施設一覧

No.	名 称	No.	名 称	No.	名 称
1	本 館	13	低温実験室	25	野菜・土肥試験温室
2	製 茶 棟	14	便 所	26	ボイラー室
3	倉 庫 棟	15	展示温室・変電室	27	野菜栽培室
4	油 庫	16	ボイラー室	28	生産力検定室
5	倉 庫	17	展示養生室	29	順化検定室
6	作物調整棟	18	花き試験温室	30	ボイラー室
7	車 庫	19	ボイラー室	31	野菜増殖室
8	農機具棟	20	植木作業舎	32	東京フォーラー777温室
9	堆 肥 舎	21	中央制御室・土置場	33	果樹環境制御ハウス
10	ウド乾燥室・野菜貯蔵庫	22	基礎実験棟	34	調査室
11	ポンプ室	23	植木試験温室	35	農場管理棟
12	燃 料 庫	24	病理・昆虫試験温室		